

兵村の自治

先達の方々 屯田兵(その2)

組織と機関

屯田兵は通常の兵士と異なり、給与された兵屋に家族と共に起居し、二〇〇戸から二四〇戸を以って一兵村(一中隊)を形成し、中隊の上部組織は二〜四個中隊(兵村)を以って大隊とし、各大隊の統轄は北海道における最高機関である屯田本部でした。

この屯田兵本部は後に屯田司令部となり、さらに明治二九(一八九六)年に編成された旭川第七師団の前身となりました。

中隊の下部組織は三〜四個の「区」に分かれ、(端野兵村は、第四大隊第一中隊で三つの区に分かれ「区隊」と称され、現在の行政区の一區、二區、三區は当時の区隊でした)。また、各区隊には二〜四個の「給養班」(現在の自治会の班と同じ組織)が構成されておりこの給養班には「班長」が置かれ、軍隊と同じように整然とした責任と権限が与えられていました。

この制度により、端野兵村の構成は裏面に記した通りでした。

屯田兵制においては、軍事をはじめ事業事務を担う機関として「中央機関」と「地方機関」に大別することができます。中央機関は屯田兵本部で、地方機関は兵村内の一切の事業と事務を担うのが中隊であり、この兵村を指導監督するのが大隊で、兵村自治の中核となったのは中隊でありました。兵村自治の中核となった中隊の業務は、軍事面では、軍事教(訓)錬、教育、監視、開墾耕作、各種認可業務、兵村生活の指導(衛生、相互扶助等)等で、一般生活面では、公有財産、公共財産の管理運営、学校の維持、道路河川等の維持管理等で、兵村生活のほとんどが地方機関である中隊、大隊が担っていました。

兵村は、行政区域の中に一定の区域を定め設置されるものであり、屯田兵は兵村の機関である中隊あるいは大隊と、地方行政機関である「役場」と双方にかかわりがあります。住民のほとんどが屯田兵とその家族であり、役場で取り扱う業務は戸籍事務くらいのものでした。

屯田兵制度の変遷と終焉

明治一八年五月「屯田兵例則」が廃止され、新たに「屯田兵条例」が制定され、こ

の条例によって屯田兵は陸軍の一部として位置づけられ、北海道に「徴兵令」が施行された段階で屯田兵は廃止されることになりました。

また、屯田兵の応募については士族、平民の区別なく応募できることとなり、応募年齢は一七歳から二五歳以下に改正され、服役年限は二〇年とし、現役期間中に満四〇歳に達するかまたは死亡、その他事故で服務出来ないときは、その家族のうち適当な男子をして残任期間を相続若しくは男子がいけない場合には兵役免除になるよう改められました。

さらに同二七(一八五四)年には、二〇年の服務期間を現役一二年に。同三二(一九〇一)年に、現役五年、後備役一五年に改められました。

そして、同三三(一九〇〇)年募集は打ち切られ、同三二(一八九九)年に入植した最後の現役兵が後備役に編入された同三七(一九〇四)年九月七日、屯田兵条例が廃止されました。創設以来三〇年間、全道三七の屯田兵村を作り、屯田兵とその家族七三三七戸、三万九九一人を移住させ屯田兵制度はその幕を閉じました。

(裏面に続きます)

田中 誠

北海道における屯田兵の入植状況

- | 年月 | 摘要 |
|------------------|--|
| 1875 (明治8) 年 5月 | 札幌郡琴似兵村 第一大隊第一中隊。198戸。 |
| 1876 (明治9) 年 9月 | 札幌郡発寒村 第一大隊第一中隊に編入。32戸。
札幌郡山鼻兵村 第一大隊第二中隊。240戸。 |
| 1878 (明治11) 年 8月 | 札幌郡江別兵村 第一大隊付属江別分隊。10戸。 |
| 1881 (明治14) 年 7月 | 札幌郡篠津兵村 第一大隊付属篠津分隊。19戸。 |
| 1882 (明治15) 年 8月 | 琴似を第一、第二中隊、山鼻を第三、第四中隊に編成。 |
| 1884 (明治17) 年 5月 | 琴似を第一中隊、山鼻を第二中隊、江別と篠津を第三中隊に編成。 |
| 1885 (明治18) 年 7月 | 札幌郡野幌別兵村 第一大隊第四中隊。138戸。 |
| 1886 (明治19) 年 5月 | 根室郡東和田兵村 第二大隊第一中隊。220戸。 |
| 1887 (明治20) 年 5月 | 江別と篠津の第一大隊第三中隊を、第三大隊第一中隊とする。
野幌の第一大隊第四中隊を、第三大隊第二中隊とする。
新琴似兵村 第一大隊第三中隊。140戸。
室蘭和西兵村 室蘭屯田兵中隊。110戸。 |
| 1888 (明治21) 年 5月 | 根室郡西和田兵村 第二大隊第二中隊。120戸。 |
| 1889 (明治22) 年 7月 | 札幌郡篠路兵村 第一大隊第四中隊。220戸。
室蘭屯田兵中隊を第二大隊に改称。
従来の根室の第二大隊を第四大隊に改称。 |
| 12月 | 空知郡滝川村南滝川兵村 第五大隊第一中隊。92戸。 |
| 1890 (明治23) 年 7月 | 厚岸郡太田村南太田兵村 第四大隊第三中隊。220戸
厚岸郡太田村北太田兵村 第四大隊第四中隊。220戸。
空知郡滝川村北滝川兵村 第五大隊第二中隊。 |
| 2月 | 第一大隊と第二大隊を統合して第一大隊とする。
第三大隊と第五大隊を統合して第二大隊とする。
第四大隊はそのまま、第三大隊は一時欠。 |
| 1891 (明治24) 年 6月 | 上川郡永山村西永山兵村 第三大隊第一中隊。200戸。
上川郡永山村東永山兵村 第三大隊第二中隊。200戸。
空知郡沼貝村美唄兵村 屯田騎兵隊。40戸。
高志内兵村 屯田砲兵隊。30戸。
茶志内兵村 屯田工兵隊。30戸。 |
| 1892 (明治25) 年 8月 | 下東旭川兵村 第三大隊第三中隊。200戸。
上東旭川兵村 第三大隊第四中隊。200戸。 |
| 1893 (明治26) 年 8月 | 上川郡西当麻兵村 第三大隊第五中隊。200戸。
上川郡東当麻兵村 第三大隊第六中隊。200戸。 |
| 1894 (明治27) 年 8月 | 空知郡滝川村南江別乙兵村 第二大隊第五中隊。200戸。
空知郡滝川村北江別乙兵村 第二大隊第六中隊。200戸。 |
| 1895 (明治28) 年 5月 | 雨竜郡深川村西秩父兵村 第一大隊第六中隊。100戸。
雨竜郡深川村東秩父兵村 第一大隊第七中隊。100戸。
雨竜郡深川村北一巳村 第一大隊第八中隊。100戸。
雨竜郡深川村南一巳村 第一大隊第九中隊。100戸。
雨竜郡深川村納内村 第一大隊第十中隊。100戸。 |

屯田兵村配置図



- 1896 (明治29) 年 8月 第一大隊の第一中隊から第五中隊が現役を終了。
西秩父の第一大隊第六中隊を第一中隊とする。100戸。
東秩父の第一大隊第七中隊を第二中隊とする。100戸。
北一巳村の第一大隊第八中隊を第三中隊とする。100戸。
南一巳村の第一大隊第九中隊を第四中隊とする。100戸。
納内の第一大隊第十中隊を第五中隊とする。100戸。
- 1897 (明治30) 年 5月 常呂郡下野付牛兵村 第四大隊。この年に第一中隊。200戸。
常呂郡中野付牛兵村 第四大隊。この年に第二中隊。198戸。
常呂郡上野付牛兵村 第四大隊。この年に第三中隊。199戸。
紋別郡南湧別兵村 第四大隊。この年に第四中隊。200戸。
紋別郡北湧別兵村 第四大隊。この年に第五中隊。199戸。
- 第四大隊の旧第一から第四中隊が現役を終了。
- 1899 (明治32) 年 7月 上川郡南剣淵兵村 第三大隊第三中隊。167戸。
上川郡北剣淵兵村 第三大隊第四中隊。167戸。
上川郡士別兵村 第三大隊第五中隊。99戸
- 1900 (明治33) 年 4月 第三大隊第一中隊、第二中隊を後備役に編入。
- 1901 (明治34) 年 4月 第二大隊 屯田騎兵隊 屯田砲兵隊 屯田工兵隊を解散。
- 1902 (明治35) 年 3月 第一大隊を解散。
- 1903 (明治36) 年 4月 第四大隊を解散。
- 1904 (明治37) 年 4月 第三大隊の第三中隊、第四中隊、第五中隊が後備役となる。

※入植地 37ヶ村 ※入植者 7,337戸 39,911人